

## 岩手県循環器病対策推進計画に関する参考事項について

### 1 法的根拠等

#### ○ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に関する基本法

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県循環器病対策推進計画)

第11条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画(以下「**都道府県循環器病対策推進計画**」という。)を策定しなければならない。

#### ○ 循環器病対策推進基本計画（令和2年10月策定）

### 2 計画概要

#### (1) 計画内容(基本法第11条第1項)

国の循環器病対策推進基本計画を基本とし、本県の循環器病の状況、地域の特性を踏まえて、**本県の循環器病対策の方向性を定めるもの**とする。

#### (2) 計画期間(基本法第11条第4項)

令和4年度（2022）から令和5年度（2023）まで（2年間）

令和6年度（2024）以降は、次期岩手県保健医療計画（6年間）と同期間とする。

#### (3) 調和を保つ必要がある他の計画(基本法第11条第3項)

計画等名称	根拠法令等
岩手県保健医療計画（2018-2023）	医療計画（医療法第30条の4第1項）
いわていきいきプラン（2021-2023）	介護保険事業支援計画（介護保険法第118条第1項） 老人福祉法計画（老人福祉法第20条の9）
健康いわて21プラン（2014-2022）	健康増進計画（健康増進法第8条第1項）
傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準	実施基準（消防法第35条の5第1項）

### 3 計画策定に関する経過（令和2年度）

時 期	内 容
R2.10.26	「岩手県循環器病対策推進協議会」設置
R2.11.5	第1回岩手県循環器病対策推進協議会（国の対策、県の取組の確認）
R2.11.20 (書面)	第2回岩手県循環器病対策推進協議会（岩手県保健医療計画（脳卒中、心筋梗塞等の医療体制）の中間見直し案について協議）
R3.2.12	第3回岩手県循環器病対策推進協議会（県循環器計画骨子を承認）

### 4 令和3年度スケジュール

時 期	内 容
9月17日（書面） (回答期限)	第4回岩手県循環器病対策推進協議会（計画素案）
10月下旬	第5回岩手県循環器病対策推進協議会（計画中間案）
12月上旬	議会報告（計画中間案）
12月中旬～1月上旬	パブリック・コメント
1月下旬	第6回岩手県循環器病対策推進協議会（計画最終案）
3月下旬	議会報告（計画最終案） 「岩手県循環器病対策推進計画」策定 ⇒ 公表

[参考] 循環器病対策推進計画を策定済の県：秋田県、栃木県、鳥取県

## 5 計画素案について

### (1) 項目

国の循環器病対策推進基本計画に沿ったもの。

### (2) 内容

国の循環器病対策推進基本計画、岩手県保健医療計画等の循環器病関連の内容を基  
本とし、本県における循環器病の現状、課題を踏まえて、今後取り組むべき施策を記  
載しているもの。